

## 平成28年度財政的援助団体等監査

### 1 監査の概要

#### (1) 監査の種別

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により実施した平成28年度の財政的援助団体等監査

#### (2) 監査の対象

平成27年度における財政的援助等に係る出納その他の事務の執行

#### (3) 監査の実施

県が補助金等の財政的援助を与えている団体（以下「補助団体」という。）、県が資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上を出資している団体（以下「出資団体」という。）及び県が公の施設の管理を行わせている団体（以下「指定管理者」という。）のうち、42団体について、平成28年7月から平成29年2月まで実施した。

（参考）

区 分	実 施 団 体 数
補 助 団 体	25
出 資 団 体	11
指 定 管 理 者	6
合 計	42

#### (4) 監査の主眼

監査に当たっては、財政的援助等に係る出納その他の事務の執行は財政的援助等の目的に沿って適正かつ効果的に行われているかを主眼として実施した。

### 2 監査の結果

#### (1) 結果の概要

監査を実施した42団体の財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、40団体においては、指摘事項及び文書注意事項に該当するものはなく、おおむね適正に行われていると認められたが、その他の2団体においては、次のとおり是正又は改善を要する3件の文書注意事項があった。

今後とも事務の執行に当たっては、関係法令等を遵守するとともに、適正かつ効率的に行う必要がある。

※文書注意事項（指摘事項に至らない事項で、さらに的確な事務の執行等を促す必要があると認められるもの）

#### (2) 監査結果の報告等

区 分	監査結果の報告・公表	監査結果に対して講じた措置
議会，知事部局	報告：平成29年3月24日	知事部局からの通知（平成29年7月12日付）
教育委員会	公表：平成29年3月28日	該当なし

#### (3) 監査の結果と講じた措置の概要

文書注意事項

所管部	団体名	事項の内容	講じた措置の内容
保健福祉部	社会福祉法人品貴会	入所者の利用料（生活費）について、月の途中で入退所した場合は、日割り計算をされているが、日割り計算をしていないものや、計算を誤って多く徴収しているものがある。 （鹿児島県軽費老人ホーム事務費補助金）	1 県の指導，監督の強化 平成28年度軽費老人ホーム事務費補助金説明会（毎年実施）において、補助対象の全20施設に対して、生活費を含めた入居者利用料の適正な算定を行うよう指導した。  2 当該団体の講じた改善措置 過大に受領した生活費について、返還手続きをとった。 また、徴収額算定について、担当及び事務局長でチェックする体制を確立した。

<p>土木部</p>	<p>鹿児島県住宅供給公社</p>	<p>1 経営健全化計画に取り組んでいるが、債務超過額が更に増大している。</p> <p>2 賃貸管理事業及び長期割賦事業の収入未済は、前年度より減少(収納率は減少)しているが、依然として多額となっている。 (鹿児島県住宅供給公社出資金) (鹿児島県住宅供給公社経営健全化資金貸付金) (分譲住宅頭金補足事業資金貸付金) (鹿児島県住宅供給公社に対する金融機関融資損失補償)</p>	<p>1 県の指導、監督の強化</p> <p>(1) 鹿児島県住宅供給公社の分譲促進等を支援し、経営の健全化を図るため、引き続き指導を徹底していく。</p> <p>(2) 悪質滞納者への法的措置など、滞納対策の強化に関する助言・指導を徹底していく。</p> <p>2 当該団体の講じた改善措置</p> <p>(1) 住宅メーカーと協働した住宅完成見学会の開催をはじめ、マイホームセミナー、各種キャンペーンの実施等による積極的な宅地の販売や、フリーレント制度等を活用した賃貸施設等の入居促進に取り組むとともに、人件費等の固定経費の削減を行うこととしている。 今後とも、分譲資産の早期売却や賃貸施設等の空室解消を図るなどの収支改善及び有利子負債の早期解消に向けた取り組みを進め、一層の経営改善に努めることとした。</p> <p>(2) 収入未済の解消については、日頃から滞納が発生しないよう未然防止に努めるとともに、滞納案件については、「滞納家賃等の督促事務処理方針(平成9年12月8日施行)」に基づく、電話督促、文書による催告や夜間訪問などの取り組みに加え、長期滞納者に対する訴訟手続きの実行など、未収金の早期回収と滞納の長期化防止を図り、適切な債権管理に努めることとした。</p>
------------	-------------------	---	--